

**FAX送信用**

令和 2 年 5 月 12 日

関係者各位

苫小牧労働基準監督署

## 業種別労働災害発生状況について

日頃より労働基準行政の推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当署管内の業種別労働災害発生状況の令和2年4月末日現在の速報値を別紙のとおり取りまとめましたので、参考までに送付いたします。

また、北海道労働局のホームページ

([http://hokkaido-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/jirei\\_toukei/anzen\\_eisei/saigai.html](http://hokkaido-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/jirei_toukei/anzen_eisei/saigai.html)) においては、苫小牧署を含め全道各署の業種別労働災害発生状況が掲載（毎月10日頃更新予定）されておりますので活用してください。

担当：苫小牧労働基準監督署 第3方面

電話：0144-88-8900

## 令和2年 業種別労働災害発生状況

(令和2年4月末現在)

苫小牧労働基準監督署

業種別	区分	令和2年				令和元年				対前年		業種割合
		死亡	休業 4日 以上	合計	転倒 災害	死亡	休業 4日 以上	合計	転倒 災害	増減 数	増減 率	
	全産業合計		(2) 141	(2) 141	46		(11) 134	(11) 134	49	7	5.2	100.0
	除く鉱業計		(2) 141	(2) 141	46		(11) 134	(11) 134	49	7	5.2	100.0
	製造業		33	33	5		(1) 30	(1) 30	14	3	10.0	23.4
内 訳	食料品		7	7	1		12	12	4	-5	-41.7	5.0
	木材木製品		8	8			1	1		7	700.0	5.7
	紙・パルプ		3	3			(1) 1	(1) 1		2	200.0	2.1
	窯業・土石		1	1			4	4	3	-3	-75.0	0.7
	金属・機器		4	4	2		3	3	1	1	33.3	2.8
	輸送用機械		4	4			2	2	2	2	100.0	2.8
	その他		6	6	2		7	7	4	-1	-14.3	4.3
	鉱業											
	土石採取		1	1	1		1	1				0.7
	建設業		14	14	4		(2) 14	(2) 14	3			9.9
内 訳	土木工事業		4	4	1		(2) 6	(2) 6	1	-2	-33.3	2.8
	建築工事業		4	4	1		4	4	1			2.8
	木造建築業		2	2	2		2	2				1.4
	その他の 工事業		4	4			2	2	1	2	100.0	2.8
	道路貨物運送業		21	21	4		(5) 24	(5) 24	2	-3	-12.5	14.9
	その他の運輸業		(1) 6	(1) 6	3		5	5	2	1	20.0	4.3
	陸上貨物取扱業		2	2						2		1.4
	港湾荷役業		2	2	1		4	4	2	-2	-50.0	1.4
	林業		2	2						2		1.4
	漁業						1	1	1	-1	-100.0	
	卸売・小売業		20	20	12		16	16	9	4	25.0	14.2
	清掃業		6	6	1		4	4	1	2	50.0	4.3
	ゴルフ場											
	その他の事業		(1) 34	(1) 34	15		(3) 35	(3) 35	15	-1	-2.9	24.1

本統計は、労働者死傷病報告書（休業4日以上）により集計したものです。

（ ）内は交通事故で内数です。 転倒災害は内数です。

## 令和2年 業種別労働災害発生状況（その2）

「その他の事業」の内訳

（令和2年4月末現在）

区分 業種別	令和2年				令和元年				対前年		業種割合
	死亡	休業 4日 以上	合計	転倒 災害	死亡	休業 4日 以上	合計	転倒 災害	増減 数	増減 率	
農 業		3	3	1		3	3	2			2.1
畜 産 業		10	10	1		9	9	1	1	11.1	7.1
理 美 容 業											
その他の 商 業		1	1	1					1		0.7
金融・広告業											
映画・演劇業											
通 信 業		(1) 3	(1) 3			(1) 3	(1) 3	2			2.1
教育・研究業											
保健・衛生業		12	12	9		(2) 12	(2) 12	6			8.5
飲 食 店		1	1			4	4	2	-3	-75.0	0.7
その他接客娯楽業 （除くゴルフ場）		1	1	1		4	4	2	-3	-75.0	0.7
その他の 事 業		3	3	2					3		2.1
合 計		(1) 34	(1) 34	15		(3) 35	(3) 35	15	-1	-2.9	24.1

## 令和2年 死亡災害発生状況

(令和2年4月末現在)

苫小牧労働基準監督署

件 発 発 事 規 災 起  
生 生 業 業 害 害  
時 類 の 類 の 因  
数 月 間 種 模 種 物

災 害 発 生 状 況 の 概 要

## 死亡労働災害は発生していません

## 過去10年間の死亡災害発生状況

発生年	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	合計
死亡件数	9	3	4	4	8	9	5	9	4	3	58
	(3)		(1)		(4)		(2)				(10)

※死亡件数欄のカッコ内の数字は交通事故の件数で内数

## 1 労働災害発生状況について

令和2年4月末現在の全産業における死亡及び休業4日以上死傷災害は141件で、前年同期より7件(5.2%)増加しています。

前年同期に比べ1割以上増加している業種は、木材木製品製造業が7件(700.0%)増、紙・パルプ製造業が2件(200.0%)増、金属・機械器具製造業が1件(33.3%)増、輸送用機械器具製造業が2件(100.0%)増、その他の工事業が2件(100.0%)増、その他の運輸業が1件(20.0%)増、陸上貨物取扱業が2件(前年同期なし)増、林業が2件(前年同期なし)増、卸売・小売業が4件(25.0%)増、清掃業が2件(50.0%)増、畜産業が1件(11.1%)増、その他の商業が1件(前年同期なし)増、その他の事業が3件(前年同期なし)増となっています。

事故の型別は多い順に、転倒災害が46件(32.6%)、墜落・転落が28件(19.9%)、動作の反動・無理な動作が19件(13.5%)、はさまれ・巻き込まれが18件(12.8%)となっています。

## 2 新型コロナウイルス感染症について

- ① 労働安全衛生法第66条第1項の規定に基づく、雇入れ時の健康診断及び定期健康診断の実施時期を令和2年6月末までの間、延期することとして差し支えありません。
- ② 労働安全衛生法第66条第2項及び第3項並びにじん肺法の規定に基づく、有機溶剤、特定化学物質、粉じん等有害業務の特殊健康診断、一定の有害業務に係る歯科医師による健康診断については、十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関での実施が困難である場合には、特殊健康診断等の実施時期を令和2年6月末までの間、延期することとして差し支えありません。
- ③ 労働安全衛生法第17条に基づく安全委員会等の開催に関して、テレビ電話による会議方式にすることや、開催を延期することなど、令和2年6月末までの間、弾力的な運用を図ることとして差し支えありません。

なお、これらの取扱いは、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた令和2年6月末までに限られた対応となりますので、ご注意ください。

上記通達の具体的な内容については厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症について」内の「企業(労務)の方向けQ&A」内に掲載されています。当該ホームページ内には、他にも労働者の方向け等様々な人向けにQ&Aが整備されており、上記通達のみならず予防方法(正しいマスクの使い方、正しい手洗い方法等)、対応方法等が記載されており情報は適宜更新されるため、定期的にご確認してください。

## 3 建設工事着工期労働災害防止運動について

運動期間：令和2年4月1日から6月30日まで

北海道労働局管内の建設業における令和元年の労働災害発生状況は、死傷者数は前年同期に比べ28人(2.9%)減少して938人となったものの、死亡者数は、前年同期に比べ3人(17.6%)増加して20人となっています。また、全産業に占める死亡災害の割合は前年と同様に3割以上に達しています。

建設業の死亡災害における「事故の型」をみると、「墜落・転落」が最も多く、次いで「崩壊・倒壊」、「飛来・落下」及び「激突され」となっています。また新型コロナウイルスの感染防止の観点において、建設業の現場作業ではいわゆる三つの密の回避が困難な状況が多々あるものと思われれます。

このような状況の下、労働災害の防止を図るためには建設工事現場が動き出す着工期に安全衛生管理体制の再確認や安全意識の定着を図ることが重要です。

このため、北海道労働局及び労働基準監督署では、「『着工期』こそ、安全対策の「質」を決める時期」をスローガンに、「建設工事着工期労働災害防止運動」を展開します。

また、5月25日から5月31日までの「建設安全週間」は、各事業場の自主的な労働災害防止活動の活性化を図ることとします。

なお、本運動のリーフレットは北海道労働局のホームページからダウンロードできます。